

改正案	現行
<p>（環境管理局の所掌事務）</p> <p>第六条 環境管理局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～十（略）</p> <p>十一 環境の保全の観点からの河川及び湖沼の保全に関する基準等の策定及び規制等に関すること（自然環境局の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>十二 有明海・八代海総合調査評価委員会の庶務に関すること。</p> <p>十三 前各号に掲げるもののほか、専ら環境の保全を目的とする事務及び事業に関すること並びにその目的及び機能の一部に環境の保全が含まれる事務及び事業に関する環境の保全の観点からの基準等の策定及び当該観点からの規制等に関すること（人の健康の保護及び生活環境の保全のために行うもの（大臣官房廃棄物・リサイクル対策部及び地球環境局の所掌に属するもの、第四条第一項第五号、第七号、第八号及び第十号に掲げる事務並びに発生機構が未解明な化学物質汚染の防止のために行うものを除く。）に限る。）。</p> <p>2 水環境部は、前項第一号から第四号までに掲げる事務（環境の構成要素としての水（水底の底質を含む。以下この項、第三十一条第二号及び第三号並びに第三十四条第二号及び第三号において同じ。）、土壌及び地盤に係るものに限る。）、同項第五号、第八号及び第十号から第十二号までに掲げる事務並びに同項第十三号に掲げる事務（環境の構成要素としての水、土壌及び地盤に係るものに限る）</p>	<p>（環境管理局の所掌事務）</p> <p>第六条 環境管理局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～十（略）</p> <p>十一 環境の保全の観点からの河川及び湖沼の保全に関する基準等の策定及び規制等に関すること（自然環境局の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>十二 前各号に掲げるもののほか、専ら環境の保全を目的とする事務及び事業に関すること並びにその目的及び機能の一部に環境の保全が含まれる事務及び事業に関する環境の保全の観点からの基準等の策定及び当該観点からの規制等に関すること（人の健康の保護及び生活環境の保全のために行うもの（大臣官房廃棄物・リサイクル対策部及び地球環境局の所掌に属するもの、第四条第一項第五号、第七号、第八号及び第十号に掲げる事務並びに発生機構が未解明な化学物質汚染の防止のために行うものを除く。）に限る。）。</p> <p>2 水環境部は、前項第一号から第四号までに掲げる事務（環境の構成要素としての水（水底の底質を含む。以下この項、第三十一条第二号及び第三号並びに第三十四条第二号及び第三号において同じ。）、土壌及び地盤に係るものに限る。）、同項第五号、第八号、第十号及び第十一号に掲げる事務並びに同項第十二号に掲げる事務（環境の構成要素としての水、土壌及び地盤に係るものに限る。）を</p>

。をつかさどる。

(水環境管理課の所掌事務)

第三十五条 水環境管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 水質の汚濁の防止のための規制に関すること(企画課及び土壌環境課の所掌に属するものを除く)。
- 二 瀬戸内海環境保全特別措置法の施行に関すること。
- 三 環境の保全の観点からの下水道その他の施設による排水の処理に関する基準等の策定及び規制等に関すること(大臣官房の所掌に属するものを除く)。

四 環境の保全の観点からの河川及び湖沼の保全に関する基準等の策定及び規制等に関すること(自然環境局の所掌に属するものを除く)。

五 有明海・八代海総合調査評価委員会の庶務に関すること。

六 前各号に掲げるもののほか、第六条第一項第十三号に掲げる事務のうち環境の構成要素としての水(地下水を除く)に係るもの

(土壌環境課の所掌事務)

第三十六条 土壌環境課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一(三) (略)

四 前三号に掲げるもののほか、第六条第一項第十三号に掲げる事務のうち環境の構成要素としての地下水、土壌及び地盤に係るもの

をつかさどる。

(水環境管理課の所掌事務)

第三十五条 水環境管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 水質の汚濁の防止のための規制に関すること(企画課及び土壌環境課の所掌に属するものを除く)。
- 二 瀬戸内海環境保全特別措置法の施行に関すること。
- 三 環境の保全の観点からの下水道その他の施設による排水の処理に関する基準等の策定及び規制等に関すること(大臣官房の所掌に属するものを除く)。

四 環境の保全の観点からの河川及び湖沼の保全に関する基準等の策定及び規制等に関すること(自然環境局の所掌に属するものを除く)。

五 前各号に掲げるもののほか、第六条第一項第十二号に掲げる事務のうち環境の構成要素としての水(地下水を除く)に係るもの

(土壌環境課の所掌事務)

第三十六条 土壌環境課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一(三) (略)

四 前三号に掲げるもののほか、第六条第一項第十二号に掲げる事務のうち環境の構成要素としての地下水、土壌及び地盤に係るもの